

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第43号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月28日 07時00分ごろ	
発生場所	山口県萩市見島北東方沖21海里付近 (概位 北緯35°01.0′ 東経131°28.0′)	
事故等調査の経過	平成22年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十二あけぼの丸、75.0トン SN2—2637（漁船登録番号）、株式会社室崎商店 B 漁船 和賀丸、19.0トン TT2—1693（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部擦過傷 B 船首部外板損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか9人が乗り組み、約3ノット（kn）の速力で僚船と二そう底びき網漁中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、約8knの速力で南東進中、平成21年9月28日07時00分ごろ、見島北東方沖において、A船の船首部とB船の船首部が衝突した。 A船は、接近するB船に対して、汽笛による警告信号を発した。 両船とも自力で、それぞれの港に向かった。	
気象・海象	気象：天気 快晴、風 なし、視界 良好 海象：凧、うねり なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり なし なし A船は、見島北東方沖において、二そう底びき網漁に従事中、接近するB船に対して警告信号を行ったものと考えられる。 B船は、南東進中、操船中の船長Bが、居眠りに陥り、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、見島北東方沖において、A船が二そう底びき網漁に従事中、B船が南東進中、A船が警告信号を行ったものの、操船中の船長Bが居眠りに陥っていたため、A船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	